

令和5年度

## 福島地方最低賃金審議会

### 第1回特定最低賃金合同専門部会

#### 議事録

日時：令和5年9月15日(金)

13:30～14:20

場所：福島合同庁舎 3階共有会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、元井、森谷

(労)非 鉄：遠藤、大越、木村

輸 送：紺野、高橋

自動車：鎌田、志賀、鈴木

(使)非 鉄：岩崎、金成、小松

輸 送：阿部、佐藤、吉田

自動車：宗形、森

#### 1 開 会

(室 長) 定刻になりましたので、これより令和5年度福島地方最低賃金審議会第1回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当いたします賃金室長の渡辺と申します。部会長及び部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の田沼よりご挨拶申し上げるところ、体調不良により欠席させていただきますいております。メッセージを預かってきておりますので、読み上げさせていただきます。

福島労働局で労働基準部長をしております田沼と申します。  
体調不良により出席できず申し訳ございません。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には、日ごろから労働行政の各分野にわたりご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

福島県最低賃金につきましては、福島地方最低賃金審議会において、時間額900円とする答申をいただき、8月23日に改正決定をし、10月1日から発効となっております。この福島県最低賃金については、広報実施計画を策定して、各地方公共団体、使用者団体、労働組合等に対しまして、周知・広報活動を展開させていただいているところでありますので、周知にあたりまして、引き続き皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて本日は、8月7日の第3回福島県最低賃金審議会において、福島労働局長から、福島県特定最低賃金（非鉄金属製造業、輸送用機械器具製造業、自動車小売業）の金額改正について諮問をさせていただいておりますが、その金額審議を開始していただくための第1回目の専門部会となります。

この特定最低賃金につきましては、労働条件の向上又は公正競争の確保の観点等から設定され、労使のイニシアティブによって決定されてきたものでありますが、今年度も、エネルギーコスト、原材料価格等の高騰が続いており、とりわけ中小企業等を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあるかと思っておりますが、委員の皆様におかれましては、総合的にご勘案いただき、ご審議いただければ幸いです。

ぜひ、この専門部会において、円滑な審議となりますよう、また、全会一致の結論となりますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今年度の特定最低賃金専門部会の委員の皆様を賃金室長補佐の矢吹から、名簿順にご紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の矢吹です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の「令和5年度福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿」により委員の皆様を紹介させていただきます。

公益代表、熊沢透委員。

(熊沢委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 同じく橋本寿委員

(橋本委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 同じく長谷川珠子委員。長谷川委員については本日欠席の連絡をいただいております。同じ公益代表、元井貴子委員。

(元井委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 同じく森谷吉博委員。

(森谷委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 次に労働者代表にうつります。遠藤洋委員。

(遠藤委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 大越香代子委員。

(大越委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 木村健一委員。

(木村委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 紺野信昭委員。

(紺野委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 高橋誉委員。

(高橋委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 八巻孝治委員。八巻委員は本日欠席の連絡をいただいております。同じく鎌田正史委員。

(鎌田委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 同じく志賀一江委員。

- (志賀委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 同じく鈴木克佳委員。
- (鈴木委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 次に使用者代表にうつります。岩崎健司委員。
- (岩崎委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 金成孝典委員。
- (金成委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 小松靖明委員。
- (小松委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 阿部典生委員。
- (阿部委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 佐藤卓也委員。
- (佐藤委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 吉田大二委員。
- (吉田委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 大内淳子委員。大内委員は本日欠席の連絡をいただいております。宗形義孝委員。
- (宗形委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 森隆明委員。
- (森委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 以上となります。なお、公益委員の橋本寿委員・元井貴子委員、労働者側委員の志賀一江委員・紺野信昭委員、使用者側委員の小松靖明委員、森隆明委員には、今年度、新たに専門部会委員に就任いただきました。
- どうぞよろしくお願ひいたします。
- (室 長) 次に、特定最低賃金合同専門部会開催に至るまでの経過等についてご説明いたします。

本年7月14日（金）に、5つの特定最低賃金に係る労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく特定最低賃金の改正決定を求める申出がありました。

規定に基づき審査した結果、それぞれ必要な要件を満たしていることから、8月1日（火）に開催しました第2回福島地方最低賃金審議会において、福島労働局長から、同審議会に「特定最低賃金改正の必要性の有無について」諮問したところ、8月7日（月）の第3回最低賃金審議会において、非鉄金属製造業、輸送用機械器具製造業、自動車小売業の最低賃金について、「特定最低賃金改正の必要性有り」の答申をいただき、同日に福島労働局長から同審議会に「特定最低賃金の改正決定の諮問」をさせていただき、本日の合同専門部会の開催となった次第です。

専門部会については、部会ごとに審議をしていただくところですが、各専門部会とも第1回の議事については、共通の項目内容であること等から、かねてより合同で開催することとしており、8月7日（月）の第3回最低賃金審議会でも了承をいただいております。

また、専門部会の廃止につきましては、該当する特定最低賃金の改正に伴う異議申出期間が満了したときとする旨、同審議会で決議されておりますのでご報告いたします。

次に、事務局から定足数の確認をさせていただきます。

（補 佐） 本日は、公益委員の長谷川委員、労働者側委員の八巻委員、使用者側委員の大内委員の計3名が欠席されていますが、それぞれの専門部会の委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会とも有効に成立しておりますことをご報告いたします。

## 2 議 事

(1) 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について

(室 長) これより議事に入ります。

最初に、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行います。

最低賃金法第25条第4項により、「部会長は公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」、また「部会長代理は部会長に準じて選出する」と規定されており、公益委員において、各専門部会の候補が互選されておりますので、事務局から報告いたします。

配付させていただきました特定最低賃金専門部会・公益委員名簿(案)により、専門部会毎の部会長および部会長代理を報告させていただきます。

非鉄金属製造業最低賃金専門部会

部会長 森谷委員 部会長代理 元井委員

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 熊沢委員 部会長代理 橋本委員

自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 長谷川委員 部会長代理、森谷委員

以上のとおり、各専門部会の部会長・部会長代理について報告させていただきました。

ご異議ございませんでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) 委員の皆様どうぞよろしく願いいたします。

これからの進行については、各専門部会の部会長を代表して、審議会の会長でもある熊沢部会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) ありがとうございます。それでは、議事の進行につきまして熊沢部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(部 会 長) 熊沢です。これからの議事につきまして、円滑な審議に向け皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）の審議について

(部 会 長) それでは、議事を進めます。

議事の（2）福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

(室 長) 配布資料の2ページから7ページをご覧ください。

専門部会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来から運営規程を定めており、全ての部会で同じ規程を定めていました。

規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の報告等が盛り込まれており、変更点はありません。

議事の公開については、同規程第5条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されており、昨年度までは、同上ただし書きに当たるとの判断から専門部会については非公開として開催してきたところです。

しかしながら、令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」にて、「「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点」を踏まえ公労使三者が集まって議論を行う部分については、公

開することが適当」との考え方が示されたところです。その考え方を踏まえ、中央最低賃金審議会では目安審議も含めて「公労使」三者が集まり議論を行う部分は全面公開、「公労」または「公使」の二者での議論を行う部分は非公開とする取り扱いとする報告がなされました。7月4日に開催された令和5年度第1回福島地方最低賃金審議会において、採決の場及び参考人聴取の際に陳述者の公開に対する了解が得られない場合を除き中央最低賃金審議会と同様の取り扱いとすることが取り決められましたので、本専門部会においても同様の取り扱いとし、規程の末尾の付帯決議の変更を案として提案させていただきます。なお、付帯決議内容は、本審の運営規程と同じ文言となっています。

なお、令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」につきましては、配布資料の109ページから付けさせていただきましたが、111ページの1の(3)に中央最低賃金審議会における目安審議のあり方の議事の公開についての審議結果が掲載されていますのでご覧になっていただければと思います。

(部会長) 事務局から説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)についてご意見等ございますか。

(なし)

(部会長) 特に意見がないようですので、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、案のとおり承認することとし、本日より施行します。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について



(部会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項(専門部会の決議をもって審議会の決議とすること)の適用について確認いたします。事務局から説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」とされております。

専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、8月7日(月)に開催されました第3回福島地方最低賃金審議会におきまして、「特定最低賃金専門部会において全会一致で決定したときには、専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」とし、審議会令第6条5項を適用することを決定しております。

なお、専門部会で全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催して改めて審議・決定することとなりますので、よろしくご願ひいたします。

(部会長) ただいまの説明のとおり、特定最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会において全会一致で決定したときは、各専門部会の議決をもって審議会の議決とします。

なお、専門部会で全会一致にならなかった場合には、審議会を開催して、改めて審議をして決定することとします。

#### (4) 専門部会議事録確認者の指名について

(部会長) 次に、専門部会の議事録確認者の指名についての審議に移りますが、事務局から説明をお願いします。

(室長) 部会議事録につきましては、専門部会運営規程第6条で作成について規定されていますが、その議事録の確認について部会長のほかに、部会長の指名した委員2名から確認をいただくこととしています。その2名の委員につきましては、労働者側、使用者側

から1名ずつ推薦していただいたうえで指名を行ってきています。

まず、本日の合同部会の議事録確認を労働者側から1名、使用者側から1名の推薦をお願いしたいと考えています。

また、2回目の各部会からは3業種それぞれ単独での開催となりますので、2回目以降の部会の議事録確認者をそれぞれの部会員から同じく労使各側から1名の推薦をお願いします。

なお、確認の方法につきましては、電子メールによりご確認いただき、確認した旨の連絡をいただくという方法が適切と考えております。確認方法につきましてもお諮り願います。

(部会長) ただいま、説明がありました議事録の確認者ですが、まず本日の合同部会の確認者を労使各1名推薦願います。

労働者側はいかがでしょう。

(大越委員) 大越が務めたいと思います。よろしく願います。

(部会長) 使用者側はいかがでしょう。

(佐藤委員) 佐藤でお願いいたします。

(部会長) それでは、労働者側は大越委員、使用者側は佐藤委員を本日の議事録確認者としますので、よろしく願います。

次に、各専門部会の議事録確認者を決めたいと思います。各側から専門部会ごとにご推薦を願います。

まず、非鉄金属製造業の専門部会についてはいかがでしょう。

(大越委員) 大越でお願いいたします。

(部会長) 使用者側はいかがでしょう。

(佐藤委員) 金成委員で願います。

(部会長) 輸送用機械器具製造業はいかがでしょう。

(高橋委員) 高橋が務めさせていただきます。

(部会長) 使用者側委員はいかがでしょう。

(佐藤委員) 佐藤で願います。

(部会長) 自動車小売業の専門部会についてはいかがでしょう。

(志賀委員) 志賀でお願いいたします。

(部会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 大内委員でお願いします。

(部会長) それぞれ確認した委員の方を議事録確認者としますので、よろしくをお願いします。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出させていただきます。

次に、議事録確認方法について、事務局からメールにて確認してもらおうとの説明がありましたが、そのような方法でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、議事録確認については、メールにより行うこととします。

(4) 参考人からの意見聴取について

(部会長) 次に、参考人からの意見聴取について確認いたします。

事務局から説明をお願いします。

(室長) 参考人からの意見聴取につきましては、8月7日(月)に開催されました第3回最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づく公示による意見陳述の希望がなかった場合は、同条第6項による「特定最低賃金専門部会については参考人の意見聴取を実施しない」ことを決定しております。

なお、公示による意見陳述の希望はございませんでした。

(部会長) ただいまの説明のとおり、公示による意見陳述の申出がなかったことから、特定最低賃金専門部会における参考人の意見聴取は実施しないこととなりますので、ご承知おきください。

(5) 配付資料の説明について

(部会長) 次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

(室長) 本日配付させていただきました資料についてご説明いたします。会議資料の7ページまでは既に審議で触れていますので、8ページからご説明いたします。

8ページは、令和5年度特定最低賃金(5業種)の改正申出内容一覧表です。この中の上から2つ目の「福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び上から4つ目の「福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」については、改正の必要性の審議が継続中でありますので、専門部会は設置に至っていません。

9ページは、令和5年度の地域別最低賃金の全国の答申状況です。福島県は、A～Cの3つのランクのうちのBランクで、現行額858円から42円引き上げ900円となっています。発効日は、令和5年10月1日です。地域別最低賃金の全国加重平均額は、1,004円で前年度から43円の引上げとなっています。

10ページは、福島県における平成29年度からの地域別最低賃金及び特定最低賃金(5業種)の改定状況の一覧表です。

11～12ページは、令和4年度の福島地方最低賃金審議会、県最低賃金及び特定最低賃金専門部会の開催状況、開催内容に係る一覧です。

13ページからが、今年度通信調査により実施した「福島県最低賃金に関する実態調査の結果報告書(令和5年6月分)」になります。

14ページに、特定最低賃金に係る調査の概要等が記載されています。調査は、令和5年6月1日現在で常用労働者を使用する民営事業所で、製造業については、労働者数99人以下、

小売・サービス業については、29人以下の事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象に、一定の方法で調査事業所を抽出し集計したものです。非鉄金属製造業43件、輸送用機械器具製造業71件、自動車小売業215件を集計したものです。産業別・規模別の産別最賃母集団及び調査事業所数は、15ページ～17ページに記載のとおりです。

18ページ～29ページは、特定最低賃金の業種ごとの規模別・地域別・年齢別の（産別適用除外者を除く）時間当たりの所定内賃金額（精・皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当を除く）の分布をまとめたものになります。横書きの表で文字が小さくなっていますが、上段が累積労働者数、下段括弧書きが累積構成比になっています。この労働者数は先ほどの実際の集計を母集団の労働者数に復元して出しているものです。18ページからが非鉄金属製造業、22ページからが輸送用機械器具製造業、26ページからが自動車小売業の表となっています。

30～31ページは、最低賃金実態調査結果について、福島県最低賃金及び特定最低賃金3業種別の1時間当たり賃金額の特性値を規模別・地域別に表したものです。

第1・20分位数につきましては、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の20分の1の順位に当たる数値を第1・20分位数といい、下から5%の位置（データを100としたとき、下から5番目のデータ）を表しています。

第1・10分位数というのは、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の10分の1の順位に当たる数値を第1・10分位数といい、下から10%の位置（データを100としたとき、下から10番目のデータ）を表しています。

第1・4分位数は、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の4分の1の順位に当たる数値を第1・4分位数といい、下から25%の位置（データを100としたとき、下から25番目のデータ）を表しています。

2分の1の順位（中央）に当たる数値を中位数といいます。

32ページは、特定最低賃金の地域別最低賃金に対する指数一覧です。各特定最低賃金の時間額指数は、福島県最低賃金との比較、全国加重平均指数は、地域別最低賃金の全国加重平均と各特定最低賃金の金額との比較です。令和4年度の各特定最低賃金の時間額指数は、福島県最低賃金858円を100としたとき、非鉄金属製造業106.3（差額54円）、輸送用機械器具製造業106.8（差額58円）、自動車小売業107.5（差額64円）となっております。

33～35ページは、令和2年度から令和4年度までの3年間の福島県と同種の業種に係る特定最低賃金（3業種）の都道府県別の決定状況と対地域別最低賃金の指数一覧になります。網掛けになっている都道府県は、該当する特定最低賃金が地域別最低賃金より下まわっているものです。

36ページは、最低賃金に係る未満率の一覧になります。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。本表は、今年6月分賃金について実施した賃金実態調査結果に基づき作成したもので、現行の福島県最低賃金額858円の未満率は1.8%です。現行特定最低賃金額では、非鉄金属製造業912円で3.9%。輸送用機械器具製造業916円で5.9%。自動車小売業922円で3.8%となっています。

次に37ページ～39ページは、賃金実態調査結果を基に最低賃金時間額改定による特定最低賃金3業種の業種別の影響労

働者数と影響率をまとめたものです。なお、影響率とは、最低賃金を引き上げた場合に影響する労働者の割合（率）です。

40ページは常用労働者の1人平均月間現金給与額、事業所規模5人以上の令和2年～令和4年の3年間の特定最低賃金に関する製造業の産業分類の福島県企画調整部・毎月勤労統計調査結果の一覧（抜粋）です。①の所定内給与額を②の所定内労働時間で除した額が換算時給額となりますが、換算時給額の円位未満の端数は四捨五入しています。

41ページからは、福島県企画調整部統計課が令和5年8月31日に発表している「最近の県経済動向」です。

73ページからが、福島県企画調整部統計課が令和5年8月31日に令和5年6月分速報として発表した「福島県鉱工業指数月報」です。

91ページは、国土交通省東北運輸局が令和5年8月22日付けで発表した「東北運輸局管内の新車新規登録・届出台数」の令和5年7月分速報値です。

92ページは、過去、6箇月間の「東北運輸局管内の新車新規登録・届出台数」となっています。

93～94ページが、年別（平成30年～令和4年）の福島県内の中古車販売の実績データになります。こちらは、日本自動車販売協会連合会福島支部様からの提供となっている資料です。

95～97ページは、特定最低賃金の令和5年度の答申日別の最短効力発生（法定発効）予定日の一覧表になります。

98～108ページは、厚生労働本省が行った令和5年度賃金改定状況調査結果になります。地域別最低賃金の金額審議の参考資料ともしていただいた資料となります。

配布資料についての説明は以上となりますが、この他、福島地方最低賃金審議会委員以外の委員の方には、参考図書として、最低賃金決定要覧(令和5年度版)をお配りしております。

最低賃金決定要覧は「テキスト」になるものですので、本日の配付資料とともに専門部会の開催時には持参していただきますようお願いいたします。

(部会長) ただいまの説明について質問等がございますか。

(なし)

(部会長) 私からひとつお願いしたいことがございます。これから資料を配布していただきますが、毎回資料の下にページ数がありますが、できれば通し番号にさせていただきたいと思っております。毎回、審議の時に手間が取られてしまい、資料を確認しているうちに話が進んでしまうということが多々あって、結局見られないということがございます。その年度の資料は通し番号にさせていただければ見やすいと思っておりますが、お願いできないでしょうか。

(室長) それが見やすいということであれば、そのようにしたいと思います。

(部会長) お手数をおかけしますがお願いします。可能であれば、来年度も基本的には資料番号を通しにさせていただきたいと思っております。ご善処ください。

#### (6) 今後の審議日程及び効力発生日について

(部会長) 次に今後の審議日程等について、事務局から説明して下さい。

(室長) 委員の皆様には、日程調整にご協力いただきましてありがとうございました。

例年、専門部会は、本日の合同専門部会を除いて2回(計3回)の部会で結審しているところです。今年度につきましても結審までの回数を同様に予定しております。お配りしております[特定最低賃金専門部会開催予定表(案)]により説明いたします。



非鉄金属製造業最低賃金専門部会第2回目を9月29日(金) 13時30分から、第3回を10月19日(木) 10時から予定しております。

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会第2回目を10月10日(火) 10時から第3回目を10月27日(金) 10時から予定しております。

自動車小売業最低賃金専門部会第2回目を10月2日(月) 10時から、第3回目を10月4日(水) 13時30分から予定しております。

皆様から予定表をいただいておりますが、当日欠席ということでスケジュールが埋まっている委員もおられますが、調整できた場合につきましては事務局までご連絡いただき、ご出席いただければと思います。よろしく願いいたします。

(部会長) ただいま事務局から提案された日程でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) では、提案のとおり承認することとします。

委員の皆様におかれましては、日程の確保についてご協力をよろしくお願いいたします。

次に、効力発生日についてお諮りします。事務局から説明願います。

(室長) 効力発生日につきましては、本来専門部会ごとに、若しくは審議会で審議していただくべきものですが、特定最低賃金専門部会で結審・答申をいただいてから効力が発生するまでには、「公示日別最短効力発生予定一覧表」のとおり、最短で約2ヶ月を要することとなります。

効力発生日については、官報公示の日から起算して30日を経過した日からとする法定発効と、30日経過した日の後の日であって別に指定する日の指定発効の2種類がありますが、例年は指定発効とせず、法定発効とすることとされておりました。

今年度の効力発生日について、お諮り願います。

(部会長) 事務局から効力発生日について説明がありましたが、今年度も例年どおり、法定発効とすることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ご異議がないようですので、法定発効とすることとします。

本日の議事は以上となりますが、事務局から連絡事項はございますか。

(室長) はい、先ほど、今後の審議日程について確認していただきましたので、各委員の皆様には、各専門部会の開催案内通知を別途郵送させていただきます。各部会とも定足数が確保できるよう、日程の調整・確保について、よろしく願いいたします。

また、2回目の専門部会からの金額審議における金額の提示の際、手書きでも構いませんので、金額の根拠について記載したメモの提出を今年度もお願いいたします。

### 3 閉 会

(部会長) 何かご質問等ありますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の合同専門部会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。